

平成24年(行ウ)第117号 発電所運転停止命令義務付請求事件

原告 134名

被告 国

証 拠 説 明 書

2014(平成26)年9月9日

大阪地方裁判所 第2民事部 合議2係 御中

原告ら訴訟代理人

弁 護 士 冠 木 克 彦

弁 護 士 武 村 二 三 夫

弁 護 士 大 橋 さ ゆ り

弁 護 士 高 山 巖

弁 護 士 瀬 戸 崇 史

復代理人

弁 護 士 谷 次 郎

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備 考
甲118	第75回原子力安全委員会 資料第7-2号「耐震設計審査指針の改訂に伴う関西電力株式会社 美浜発電所1号機、高浜発電所3、4号機、大飯発電所3、4号機耐震安全性に係る評価について(基準地震動の策定及び主要な施設の耐震安全性評価)」に対する見解に関する原子力安全委員会決定	写 平成22年12月6日	原子力安全委員会	原子力安全委員会は、平成22年12月2日に耐震安全性評価特別委員会で取りまとめられた大飯3・4号機を含む関西電力原子力発電所の耐震安全性評価に関する見解について、同特別委員会から報告を受け、審議の結果、これを受当なものと認め、決定したこと(表紙)。その決定内容の中に、「動的機能維持評価に関し、制御棒挿入性については、原子炉設置許可を受けた時間内に挿入されることを確認した」ことが記述されている(別添22頁)。	
甲119	耐震設計審査指針の改訂に伴う関西電力株式会社大飯発電所3、4号機耐震安全性に係る評価について(基準地震動の策定及び主要な施設の耐震安全性評価)	写 平成22年11月29日	原子力安全・保安院	平成22年12月2日の耐震安全性評価特別委員会(原子力安全委員会設定)に提出された大飯3・4号機の耐震安全性に係る原子力安全・保安院の見解。37頁に関西電力が設定した評価基準値として、安全評価の解析条件である挿入時間2.2秒を制御棒挿入性に関する評価基準値(規定時間)とすることが記述され、その評価基準値の設定は受当なものと原子力安全・保安院は判断したこと。また、制御棒の挿入時間が評価基準値を満たしていることを85頁の表7.3.4で確認している。	
甲120	テープ起こし	写 2012.6.25	美浜の会	2012年6月25日に市民団体と原子力安全・保安院が持った政府交渉で御田俊一郎原子力安全課上席安全審査官(当時)が制御棒挿入時間2.2秒について発言した内容	

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨	備 考
甲121	大飯発電所原子炉 設置変更許可申請 書(抄)添付書類 八	昭和61年2 月	関西電力	「1.1.6原子炉停止系設計の基 本方針」として「制御棒制御系は、 炉心特性とあいまって燃料の許容 限界を超えることなく、炉心を高温 未臨界にし得る設計とする」とし(8 -1-5)、3原子炉及び炉心、3.2 機械設計、3.2.3 反応度制御設 備、3.2.3.3 主要設備の仕様、に おいて制御棒駆動装置の設備仕 様として「挿入時間(トリップ時、全 ストロークの85%挿入までの時 間)2.2秒以下」としている事実(8 -3-22, 8-3-65)。 指針22として、制御棒挿入時間 が2.2秒以下(トリップ時、全スト ロークの85%挿入までの時間)と 記載されている事実。(8-1-4 8)	